

要綱第185号

宇和島市若者定住奨励金給付要綱を次のように定める。

令和3年9月1日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市若者定住奨励金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇和島市への若者の移住及び定住を促進するとともに、活力に満ちたまちづくりを推進するため、宇和島市若者定住奨励金（以下「奨励金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学 1年以上の修学課程をもつ、大学院、大学、短期大学をいう。
- (2) 高等教育機関等 1年以上の修学課程をもつ、専修学校、高等専門学校及び各種学校をいう。
- (3) 高等学校等 高等学校、中等教育学校及び中学校をいう。
- (4) 新規学卒者 大学、高等教育機関等又は高等学校等を卒業した者のうち、卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年6月を経過していないものをいう。
- (5) 常時雇用者等 連続して6月を超えて、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業している、又は自ら事業の営みを行っている者をいう。
- (6) Uターン者 当市に転入した者のうち、当市に転入した日の前日から起算して過去1年の間に当市に住所を有しておらず、過去1年より前に当市に住所を有していたものをいう。
- (7) Iターン者 当市に転入した者のうち、過去に当市に住所を有していないものをいう。

(給付要件等)

第3条 給付対象者、給付要件、申請要件及び奨励金の額は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(給付申請)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、宇和島市若者定住奨励金給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 就業証明書(様式第2号)又は就業申立書(様式第3号)
- (2) 卒業証明書の写し(新規学卒者の場合)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(給付決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の給付を決定し、申請者に対し宇和島市若者定住奨励金給付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(奨励金の請求)

第6条 前条の規定による給付決定を受けた者(以下「給付決定者」という。)が奨励金の給付を受けようとするときは、宇和島市若者定住奨励金給付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(給付決定の取消し)

第7条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、奨励金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、奨励金の給付決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(奨励金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により奨励金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に奨励金が給付されているときは、期限を定めて給付決定者にその返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

給付対象者	給付要件		申請要件
	共通要件	個別要件	
新規学卒者 （大学又は市外の高等教育機関等を卒業した者）	<p>（1）15歳以上35歳未満であること。</p> <p>（2）当市に連続して6月を超えて居住していること。</p> <p>（3）常時雇用者等であること。また、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。ただし、市内に本社があり、転勤により転入した場合は、この限りでない。</p> <p>（4）市外に本社がある支店等に勤務する場合にあっては、地域枠等の採用により、市内に定住することが確実に見込まれること。</p>		<p>（1）給付要件を全て満たすこととなった日から1年を超えていないこと。</p> <p>（2）今後も5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。</p>
新規学卒者 （高等学校等又は市内の高等教育機関等を卒業した者）			
Uターン者		<p>（1）令和3年3月1日以降に当市に転入した者であること。</p>	<p>（3）申請日において、共通要件（2）～（7）を全て満たしていること。</p>
Iターン者	<p>（5）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>（6）日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。</p>	<p>（2）転入後1年6月を超えていないこと。</p>	
市長が特に必要と認めた者	<p>（7）原則として、市の他の移住定住促進及び就業促進に係る補助事業等による給付等を受けていないこと。</p>		

別表第2（第3条関係）

給付対象者	奨励金の額	
新規学卒者（大学又は市外の高等教育機関等を卒業した者）	15万円	次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める額を加算するものとする。
新規学卒者（高等学校等又は市内の高等教育機関等を卒業した者）	10万円	（1）申請者を含む2人以上の世帯員で構成されている場合 申請者を除く世帯員（別表第1共通要件の（2）、（5）、（6）及び
Uターン者	15万円	（7）を満たし、転入前及び申請時において申請者と同一世帯の者に限る。）1人につき
Iターン者	10万円	5万円 （2）申請時において民間賃貸住宅（社宅及び従業員寮等を除く。）に居住している場合
市長が特に必要と認め た者	10万円	5万円